入札公告第　29　号

制限付一般競争入札の実施について（再度公告）

新発田地域広域事務組合において発注する下記の案件については、制限付一般競争入札に付する工事としたので、入札参加を希望する者は一般競争入札参加申請書及び必要書類を提出してください。
なお、本入札は、令和8年9月2日に入札公告を行った「広第17 号一般廃棄物最終処分場（船戸）建設工事」の再度公告です。

令和　8　年　11　月　12　日

新 発 田 地 域 広 域 事 務 組 合
管理者　新発田市長　二階堂　馨

（個別公告）

入札に付する事項	工事番号・工事名	広　第　20　号　　一般廃棄物最終処分場（船戸）建設工事
	工事場所	胎内市船戸（一部新発田市貝屋）　地内
	工期又は履行期限	令和　11　年　3　月　16　日まで
	工事概要	【浸出水処理施設工事】（性能発注方式） ・プラント設備工事 ・土木・建築工事 ・その他工事 【土木工事】 ・土工事　・雨水集排水施設工事 ・地盤改良工事　・防災調整池工事 ・法面保護工事　・放流施設工事 ・舗装工事　・門・囲障設備工事 ・遮水工事　・安全施設工事 ・浸出水集排水施設工事　・その他施設工事 ・埋立ガス処理施設工事　・伐木除根工事 ・地下水集排水施設工事　・撤去工事　各1式
	入札保証金	免除
	契約保証金	あり　契約金額の10分の1以上
	前金払い	あり
	部分払い	あり　※中間前払金と部分払とを合わせて請求はできないので、契約締結時にいずれかを選択のこと。
	不落随意契　約	あり
	工事費内訳書の提出	あり

入札参加資格要件	参加形態	特定共同企業体(共同施工方式)のみ
	構成員の数及び出資比率	3社(最小出資比率20%) ※本工事において2以上の特定建設工事共同企業体の構成員になることは認めない。 ※代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
	登録工種及びランク	1 代表構成員　　:土木工事 Aランク 及び 建築工事 Aランク 2 代表構成員以外の構成員:土木工事 Aランク 及び 建築工事 Aランク
	地域要件	1 代表構成員: 公告日現在において、**新潟県内に本社、本店又は営業所**(公告日現在において、新潟県内に営業所を設置してから継続的に2年以上が経過し、その間における法人市町村民税の滞納がない営業所であって、主たる営業所から当組合との契約に関する一切の権限を委任されている営業所)を有する者 2 代表構成員以外の構成員: 公告日現在において、**新発田市、胎内市又は聖籠町**に主たる営業所又は従たる営業所(公告日現在において、当市町に営業所を設置してから継続的に2年以上が経過し、その間における法人市町村民税の滞納がない営業所であって、主たる営業所から当組合との契約に関する一切の権限を委任されている営業所)を有する者
	配置技術者	1 代表構成員: 土木工事の施工に関し10年以上の実務経験を有し、一級土木施工管理技士(国土交通大臣が同等以上の能力を有する者と認定した者(技術士(建設部門)を含む。))であり、建設業法における土木工事に係る監理技術者資格者証を有する者(監理技術者講習修了証等により過去5年以内に監理技術者講習を受講したことが認められることを含む。)で、本工事の入札参加資格審査申請日までに3か月以上の雇用関係にある者を本工事に専任で配置できること。 建築工事の施工に関し10年以上の実務経験を有し、一級建築施工管理技士(国土交通大臣が同等以上の能力を有する者と認定した者(一級建築士を含む。))であり、建設業法における建築工事に係る監理技術者資格者証を有する者(監理技術者講習修了証等により過去5年以内に監理技術者講習を受講したことが認められることを含む。)で、本工事の入札参加資格審査申請日までに3か月以上の雇用関係にある者を本工事に専任で配置できること。 2 代表構成員以外の構成員: 一級土木施工管理技士(国土交通大臣が同等以上の能力を有する者と認定した者(技術士(建設部門)を含む。))であり、建設業法における土木工事に係る監理技術者資格者証を有する者(監理技術者講習修了証等により過去5年以内に監理技術者講習を受講したことが認められることを含む。)で、本工事の入札参加資格審査申請日までに3か月以上の雇用関係にある者を本工事に専任で配置できること。
	その他要件(実績要件等)	1 代表構成員: (1) 特定建設業の許可を有する者 (2) 令和7・8年度新発田地域広域事務組合建設工事入札参加資格者名簿の土木工事及び建築工事の総合評点が1,500点以上である者 2 全ての構成員: (1) 当該工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。 ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者 設計業務等受注者:株式会社日産技術コンサルタント

特定共同企業体の入札参加資格審査	提出期間	令和8年11月12日午前9時から令和8年11月26日午後5時まで
	提出書類	次の書類1部を提出すること。提出方法は「入札参加申込」と同じ。 ⑴～⑷、⑹は様式を組合ホームページからダウンロードすること。 ⑴ 特定共同企業体入札参加資格審査申請書 ⑵ 協定書 ⑶ 構成員一覧表 ⑷ 委任状 ⑸ 全構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（最新のもの） ⑹ 配置予定技術者調書（第4号様式）及び第4号様式の添付書類 ⑺ 配置予定技術者の実務経験証明書（代表構成員のみ） ⑻ 配置予定技術者の3か月以上の直接的な雇用関係を確認できる書類の写し
	審査結果通知	令和8年12月4日までに申請者に書面により通知する。 ※参加資格が認められなかった者は、審査結果通知書に指定された日までの間、その理由の説明を書面により請求することができる。
入札参加申込	提出期間	令和　8　年　11　月　12　日　から　令和　8　年　12　月　10　日　まで ※午前9時から午後5時まで。 ※ただし、土日祝日を除きます。
	提出方法	郵送又は電子メールにて提出すること。 ※様式は、組合ホームページからダウンロードすること。 ※電子メールにより提出する場合は、メール送信後に必ず事務局総務課宛に電話で連絡すること。
	添付書類	なし
設計図書等	設計図書	組合ホームページからダウンロードすること。
	質問締切日	令和　8　年　11　月　26　日　正午まで
	質問提出先	様式を組合ホームページからダウンロードし、電子メールで提出すること。 （事務局総務課 総務係メールアドレス　kizai@shibata-kouiki.jp） ※メール送信後に必ず事務局総務課宛に電話で連絡すること。
	質問回答	令和　8　年　12　月　3　日　正午までに組合ホームページで公表する。

予定価格及び最低制限価格等	予定価格	事後公表とする。 ※予定価格の10分の1以下の金額の入札は、すべて表示の錯誤(桁違い)とみなし、無効とする。
	最低制限価格	設定する(事後公表)。 ※最低制限価格が設定されている場合、最低制限価格未満の金額の入札は失格とする。 ※最低制限価格の算出方法 【土木工事】 (直接工事費×0.97)+(共通仮設費×0.90)+(現場管理費×0.90) +(一般管理費等×0.68) ※(1万円未満切り捨て) 【浸出水処理施設工事】 (工事価格計×0.75) ※(1万円未満切り捨て) 最低制限価格=上記積算の合算額 ※(1万円未満切り捨て)
入札等	提出期間	令和 8 年 11 月 12 日 から 令和 8 年 12 月 11 日 まで ※午前9時から午後5時まで。 ※ただし、土日祝日を除く。
	提出方法	持参又は郵送にて提出すること。 ※様式は、組合ホームページからダウンロードすること。 ※工事費内訳書を添付すること。
	開札日時	令和 8 年 12 月 14 日 午前 9 時 00 分
	再度入札等	(1) 開札の結果、再度入札を行うこととなった場合は、直ちに電話連絡により参加者へ再度入札の日時等を通知する。 (2) 再度入札は1回までとし、初度の入札で無効又は失格となった者は、再度入札に参加できない。 (3) 再度入札の結果不落となった場合は、再度入札において最低の価格をもって入札した者を入札参加資格審査のうえ、随意契約の協議を行う。
入札参加資格審査書類		なし

【提出先・問い合わせ先】

新発田地域広域事務組合 事務局 総務課 総務係

〒957−0006 新潟県新発田市中田町3丁目30番地2

(TEL)0254−26−1501 (E-mail)kizai@shibata-kouiki.jp

（その他 一般競争入札の実施に関する一般的事項）

1 入札に付する事項

入札は郵便入札とし、個別公告で指定された期限までに到達するように事務局総務課へ持参又は郵送しなければならない。

2 入札参加資格要件

(1)共通事項

ア　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者

イ　入札参加申請を行った日から入札執行日(開札日)までの間、組合が準用する新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成19年新発田市告示第90号)の規定に基づく指名停止を受けていない者

ウ　会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても手続開始の決定後、経営事項審査を受け、当組合の入札参加資格審査申請書を再度提出し、当組合の資格審査を経て有資格業者と認定をされた者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)。

エ　個別公告に示す当該工事の入札に参加する他の者との間に次の資本関係又は人的関係がないこと。

① 資本関係

・親会社と子会社の関係にある場合（親会社及び子会社の定義は、会社法（平成17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による。以下同じ。）
・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

・代表権を有する者が同一の会社
・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（常勤、非常勤を問わない。ただし、監査役は役員に含まない。）
・一方の会社の役員が会社更生又は民事再生手続中の会社の管財人を兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる関係にある場合

オ　次の①から⑦までのいずれにも該当しない者

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団。以下「暴力団」という。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員。以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者
② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
③ 暴力団員であると認められる者
④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
⑥ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑦において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
⑦ 法人であって、その役員のうちに③から⑤までのいずれかに該当する者がある者

カ　令和7・8年度新発田地域広域事務組合建設工事入札参加資格者名簿に個別公告に示す業種で登録のあること。

キ　個別公告の入札参加資格要件において、特に記載があるものを除いては、公告日現在において有効なものであること。

⑵ 地域要件

公告日現在において、個別公告の地域要件に示す営業所等を有すること。

⑶ 入札参加資格のない者の入札

入札(開札)執行時点において、個別公告に記載の入札参加資格要件を失っている場合は、その者は入札に参加できない。

3 入札参加の手続

⑴ 入札参加申請

一般競争入札参加申請書（別記第1号様式）を個別公告に記載する指定した方法及び期限までに提出すること。

⑵ 入札参加資格審査

入札参加資格の審査については、開札後、落札候補者に対してのみ行う。

⑶ 質問について

ア　質問の方法

質問のある場合は、個別公告に指定した期日までにメールで提出すること。

（事務局総務課 総務係メールアドレス　kizai@shibata-kouiki.jp

（「質問回答書」は、ホームページからダウンロードすること。）

イ　回答

質問に対する回答は、組合ホームページに掲載する。

※ 質問回答書は契約図書の一部であり、重要であるので掲載の有無について、必ず自ら確認すること。当組合からは掲載の有無について連絡はしない。

4 入札書及び内訳書の提出

⑴ 入札書

持参又は郵送にて、個別公告に記載する指定した期限までに提出すること。提出方法等については、郵便入札の手引きを確認し、それに従い提出すること。

⑵ 内訳書

入札書に添付する内訳書には、次に掲げる項目を記載すること。なお、次に掲げる項目の記載がない場合、又は記載内容に誤りがある場合、その入札は無効とする。

ア 工事番号、工事名及び工事場所

イ 入札参加者の商号又は名称、所在地並びに代表者の職名（支店長等）及び氏名

ウ 内訳書の内容について説明できる者の所属、氏名及び電話番号

※ 入札書に内訳書が添付されていない場合、その入札は無効とする。

※ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札者の落札金額とするので、入札参加申請者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

5 無効の入札

⑴ 組合が準用する新発田市契約規則(平成18年新発田市規則第35号)第 16 条に定めるもの。

⑵ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

※ 初度の入札が無効とされた者は、再度入札に参加できない。

6 入札の中止又は延期

不正入札のおそれがあると認められるとき又は天災地変その他の理由により入札を執行することが困難であると認めるときは、入札を延期又は中止することがある。

7 入札及び契約に関する事項

⑴ 落札候補者

ア　開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、当該落札候補者の入札参加資格要件を審査した結果、失格となった場合は、予定価格の範囲内で次に最低の価格をもって入札した者を新たな落札候補者とする(順次適用)。

イ　予定価格及び最低制限価格に対して適正な入札がなかった場合、後日入札参加者で再度入札を実施することとし、連絡は電話にて知らせる。また、2度の入札により、落札者がなく、かつ、不落随意契約ができる入札案件の場合は、速やかに最も有利な入札をした者へ見積協議に係る連絡を行う。

ウ　落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上ある場合はくじにより落札候補者を決定する。立会者がいない入札参加者のくじは、契約に関わらない組合職員が代わりにくじを引くこととする。

⑵ 入札参加資格審査書類の提出について

落札候補者は、落札候補者となった旨の通知のあった日の翌日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）による休日及び 12 月 29 日から翌年の 1月 3 日までを除く。）の午後5時までに個別公告で指定した書類を事務局総務課へ提出すること。

上記の提出期限までに提出のない場合は、失格とする。

⑶ 落札者の決定

落札候補者の審査の結果、入札参加資格を有する場合は、落札者として決定し、入札参加資格審査結果通知書により通知する。

落札候補者が入札参加資格を有していない場合、落札候補者が落札者の決定までに指名停止を受けた場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当である場合は、予定価格の範囲内で次に最低の価格をもって入札した者を新たな落札候補者として審査し、落札者が決定するまで順次適用する。

なお、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めたとき、又は契約を締結することが不適当であると認めたときは、当該落札候補者に対し、入札参加資格審査結果通知書により理由を付して、その旨を通知する。

⑷ 落札の取消し

次のいずれかに該当するときは、落札を取り消す。

ア 契約の締結を辞退したとき又は指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ 契約締結までの間に指名停止を受けたとき。

エ その他入札参加要件に欠けていたとき。